

交通事故にあったら・・・

もし、交通事故にあったら、当事者同士だけで話を進めず、必ず警察に連絡をして、客観的に事故の状況を明らかにしましょう！

○交通事故をおこしたら（加害者の場合）

- 1) ケガ人の応急手当、救急車（119番）の手配
- 2) 警察（110番）へ連絡
事故現場と、事故の状況、負傷者の有無の報告
- 3) 自分が入っている保険会社へ連絡



○交通事故にあったら（被害者の場合）

- 1) すぐに警察（110番）に届ける
- 2) 相手の住所・氏名・連絡先・保険会社（可能であれば車種・色・ナンバープレートの番号・相手が勤務中である場合は会社名と会社の連絡先）を確認
※相手の名刺をもらおうとよいでしょう
- 3) 軽いケガでも医師の診断を受ける
最初は軽い症状でも後に重傷になることがよくあります

○警察で事故証明書をだしてもらった時や保険会社に連絡するときの事故記録として、次の事を確認しましょう。

- 1) いつ（何年、何月、何日、何時、何分）
- 2) どこで（事故の場所）
- 3) 誰と（相手の住所・氏名・電話番号・被害者の場合は相手の免許証番号をメモする）
- 4) どのような状況で事故がおきたのか

後日、学生支援課（学生センター8番窓口）に
報告しましょう！

